

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会天敵農薬分科会設置
関係資料

- 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の小委員会の設置について(令和3年3月17日、令和4年9月15日改正、令和5年4月4日改正、令和5年6月14日改正)水環境・土壌農薬部会決定
- 天敵農薬の評価について(令和5年4月11日)中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員長決定 抜粋
- 中央環境審議会の運営方針について(平成13年1月15日、(一部改正)平成18年3月13日、(一部改正)平成24年11月19日)部会決定
- 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の運営方針について(令和3年3月17日)水環境・土壌農薬部会長決定

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の小委員会の設置について

令和3年3月17日
令和4年9月15日改正
令和5年4月4日改正
令和5年6月14日改正
水環境・土壌農薬部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に置く小委員会について次のとおり定める。

1. 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に、次の小委員会を置く。
 - (1) 人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会
 - (2) 生活環境の保全に関する水環境基準小委員会
 - (3) バイオレメディエーション小委員会
 - (4) 農薬小委員会

2. 人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会においては、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく水質の汚濁及び土壌の汚染に係る人の健康の保護に関する環境基準の設定及び改訂に関する専門的事項について調査審議する。

3. 生活環境の保全に関する水環境基準小委員会においては、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準（水生生物の保全に係る水質環境基準に関する事項を含む）の設定、改訂及び水域類型の指定等に関する専門的事項について調査審議する。

4. バイオレメディエーション小委員会においては、バイオレメディエーションに関する適切な制度について調査審議する。また、バイオレメディエーションに関する新たな制度に基づく個別技術の審査を行う。

5. 農薬小委員会においては、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第1号イ、第3号及び第4号の環境大臣の定める基準（以下「作物残留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準」という。）の設定若しくは改定に関する事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条1項第11号に規定する農林水産省令・環境省令（令和5年農林水産省・環境省令第2号）で定める場合に関する事項、同法第3条第1項の規定に基づく特定農薬の指定若しくは変更並びに同法第25条の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。

なお、作物残留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うものとする。

6. 各小委員会の決議は、部会長の同意を得て、水環境・土壌農薬部会の決議とすることができる。

7. 部会長は、各小委員会に出席し、意見を述べることができる。

天敵農薬の評価について(令和5年4月11日)中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬
小委員長決定 抜粋

天敵農薬の評価について

令和5年4月11日

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員長決定

農薬取締法第4条1項第11号に規定する農林水産省令・環境省令（令和5年農林水産省・環境省令第2号）で定める場合に関する事項についての調査審議のうち、天敵農薬の評価について次のとおり定める。

天敵農薬の評価については、特に専門的かつ具体的な議論が必要なことから、小委員長は、小委員会での調査審議に先立ち、小委員会に属する委員のうち評価案件について特に専門性の高い委員等を招集して天敵農薬分科会を開催し、議論することができる。

中央環境審議会の運営方針について

平成13年1月15日

(一部改正) 平成18年3月13日

(一部改正) 平成24年11月19日

総 会 決 定

事 項	
<p>1 会議の公開及び出席者について</p> <p>(1) 会議の公開について</p> <p>(2) 代理出席について</p> <p>(3) 関係行政機関の職員の出席について</p>	<p>① 総会については、原則として公開するものとし、その他の部会については、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とするものとする。</p> <p>② 会長又は部会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。</p> <p>代理出席は認めない。欠席した委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）並びに専門委員には、事務局が資料を送付するなどして、会議の状況を伝える。</p> <p>ただし、会議が必要と認めた場合には、欠席する委員等又専門委員の代理の者を説明員として出席させることができる。</p> <p>① 審議案件の事務局である省庁の職員は、会議に出席することができる。</p> <p>② 上記以外の行政機関の職員の出席については、その官職、氏名を明らかにし、議長の承認を得るものとする。</p>

2 会議録等について	<p>① 会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。その詳しさを程度は、各会議において決める。</p> <p>② 会議録の調製に当たっては、当該会議出席委員の了承を得るものとする。</p>
(1) 会議録の内容について	
(2) 会議録の配布について	<p>① 会議録は、当該会議の構成員に配布するものとする。</p> <p>② その他の委員等には、当該会議においてあらかじめ定めた範囲及び方法で会議録を配布するものとする。</p>
(3) 会議録及び議事要旨の公開について	<p>① 公開した会議の会議録(部会が公開を認めた会議録を含む。)は、公開するものとする。</p> <p>② 総会及び全ての部会の会議については、議事要旨を公開するものとする。なお、議事要旨の公開は、会議終了後、部会長等が記者会見を行い、その記者会見概要を作成し、公開することをもって代えることができるものとする。</p> <p>③ 公開した会議の会議録及び議事要旨は、環境省の閲覧窓口に備え付けるものとする。</p>
3 一般の意見の反映について	<p>① 一般の意見については、それをよく聴くように努めるものとする。</p> <p>② 一般の意見を聴く場合の具体的な実施方法は、それぞれの会議において定める。</p> <p>③ 必要と認められる場合、審議途中で中間報告を出し、それに対する一般の意見をその後の審議に反映させる方法を採用するものとする。</p>

4 総会と部会との関係等について	<p>① 総会は、年1回以上開催する。</p> <p>② 会長が必要と認めた場合のほか、委員の3分の1以上の者から審議事項を示して総会の開催の請求があった場合は、会長はこれを召集するものとする。</p> <p>③ 委員は、その所属部会以外の審議する案件について、会長を経て意見を提出することができる。</p> <p>④ 会長は、部会長を指名するに当たっては、当該部会の委員の意見を尊重するものとする。</p> <p>⑤ 各部会は、小委員会又は専門委員会に審議を附託するに当たっては、審議事項の範囲を明確にするものとする。また、部会長は、原則として小委員長及び専門委員長を兼任しないものとする。</p> <p>⑥ 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案について適当な部会を指定して調査審議させることができる。</p>
5 委員等及び専門委員の構成等について	<p>(1) 委員等の構成等について</p> <p>① 会長は、委員等の構成について、必要に応じ、審議会の意見を具申するものとする。</p> <p>② 委員の部会への所属は委員の希望を参考として、会長が決める。</p> <p>(2) 専門委員の構成について</p> <p>① 専門委員長は、当該専門委員の構成について必要に応じ意見具申をするものとする。</p> <p>② 審議案件と直接的な利害関係を有する企業に所属する者は、専門委員としないことを原則とする。</p>

6 環境への配慮について	<p>① 会議にあたっては、会議資料として配布する紙の枚数を必要最低限とする等環境への負荷を削減するよう努める。</p> <p>② 環境への配慮に関し必要な事項は、会長が定めることができるものとする。</p>
7 その他	<p>上記のほか、会議、会議録及び議事要旨の公開に関し必要な事項は、会長又は部会長が定めることができるものとする。</p>

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の運営方針について

令和3年3月17日
水環境・土壌農薬部会長決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「運営規則」という。）第11条第2項及び中央環境審議会の運営方針について（平成13年1月15日総会決定。以下「総会決定」という。）7の規定に基づき、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の運営方針について、次のとおり定める。

I. 部会の運営方針について

部会の運営方針は、運営規則及び総会決定によるほか、以下によることとする。

1. 会議の公開及び出席者について

総会決定1（1）①の規定に基づき会議を非公開とするときは、部会長は、その理由を明らかにするものとする。

2. 会議録等について

（1）総会決定2（1）②の規定に基づく会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員、臨時委員及び専門委員（以下（「委員等」という。）から明示の了承を得ることとし、その後、速やかに公開するものとする。

（2）総会決定2（3）①の規定に基づき会議録を公開する場合には、発言者の名前を記載するものとする。

（3）総会決定2（3）①の規定に基づき公開した会議録以外の会議録は、審議会の委員等以外の者は閲覧できないものとする。

（4）総会決定2（3）②の規定に基づく議事要旨は、事務局において作成し、部会長の了承を得て公開するものとする。

3. 資料の公開について

審議中の答申又は意見具申の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料については、部会長は、「委員限り」である旨明記した上で、非公開とすることができる。それ以外の配布資料については、部会終了後公開とする。

II. 小委員会及び専門委員会の運営方針について

部会に置く小委員会及び専門委員会の運営方針は、上記の部会の運営方針に準ずるものとする。